

飯山市カーボンニュートラル促進事業補助金交付要綱（令和6年飯山市告示第31号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に向けた省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用促進を図るため、省エネ家電の設置工事又は太陽光発電システム若しくは蓄電システムの設置工事又は電気自動車等の購入（以下これらを「対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ家電 別表第1に掲げる基準を満たすエアコン又は電気温水機器であって、資源エネルギー庁が提供する省エネ型製品情報サイトに掲載されている製品をいう。
- (2) 地域小売店 市内に本社又は本店を有する家庭用電気機械器具小売事業者をいう。
- (3) 太陽光発電システム 太陽光パネル及び太陽光パネルにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに付属する装置の総体であって、月ごとの発電量を確認できる設備を備えているものをいう。
- (4) 蓄電システム 定置型蓄電池及びこれに付属する装置の総体であって、環境省の実施する戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業に登録済の製品をいう。
- (5) 電気自動車等 電気自動車及び燃料電池自動車をいう。
- (6) 電気自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する自動車のうち、搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とし、内燃機関を有しない自動車であって、法第60条第1項の規定による自動車検査証（次号において「自動車検査証」という。）の交付を受けたものをいう。
- (7) 燃料電池自動車 法第2条第2項に規定する自動車のうち、搭載した燃料電池によって発電した電気により駆動する電動機のみを動力源とし、内燃機関を併用しない自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。
- (8) 設置工事 本体及び雑材料の購入並びにそれらを設置する工事が一体的に行われるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住している者
- (2) 市内に転入しようとする者であって、第8条の規定による実績報告を行う時点において、市内に住所を有する者

2 前項の規定にかかわらず、市町村税（特別区税含む。以下「市税等」という。）に滞納がある者は補助対象者としなないこととする。

3 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯について、次条に定める補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の区分ごとに、当該年度につき1回に限るものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次のとおりとする。

補助対象経費	
省エネ家電の設置	次に掲げる要件のいずれにも該当する費用 1 地域小売店その他市内の小売店に発注し、補助対象者自らが居住する住宅に設置する省エネ家電の設置工事に要する費用であること。 2 設置する省エネ家電が未使用品であること。 3 既存品の処分費及び家電リサイクル料金は含まないこと。
太陽光発電システムの設置	次に掲げる要件のいずれにも該当する費用 1 市内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業者に発注し、補助対象者自らが居住する住宅（その敷地を含む。）に設置する太陽光発電システムの設置工事に要する費用であること。 2 設置する太陽光発電システムが法令で定める規制に準拠していること。 3 設置する太陽光発電システムが未使用品であること。
蓄電システムの設置	次に掲げる要件のいずれにも該当する費用 1 市内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業者に発注し、補助対象者自らが居住する住宅（その

	敷地を含む。)に設置する蓄電システムの設置工事に要する費用であること。 2 設置する蓄電システムが未使用品であること。
電気自動車等の購入	次に掲げる要件のいずれにも該当する費用 1 市内の自動車小売業者から購入し、主に補助対象者自らが使用する電気自動車等の購入費（車両本体に係るものに限る。）であること。 2 購入する電気自動車等が新車として購入するものであること。 3 残価設定型クレジット契約又はリース契約により、電気自動車等を使用するものでないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2に定めるところにより算出した額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が補助対象経費の2分の1の額を超えるときは、当該補助対象経費の2分の1の額を補助金の額の限度とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、飯山市カーボンニュートラル促進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 購入又は設置予定の機器の性能がわかる書類
- (2) 実施予定の対象事業の内容及び補助対象経費の見込額の総額がわかる書類
- (3) 第3条第1項第2号に該当する補助対象者については、現住所地の住民票の写し及び市税等に滞納がないことを証する書類
- (4) 前3号のほか市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 規則第6条に規定する決定の通知は、飯山市カーボンニュートラル促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、飯山市カーボンニュートラル促進事業補助金実績報告書（様式第3号）により行うものとし、同項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の支払いに係る領収書又はその事実を証する書類
- (2) 購入又は設置した機器の性能を証する書類
- (3) 対象事業の着手前及び完了後（工事を伴うものについては、着手前及び完了後）が確認できる写真

2 前項に規定する書類の提出期限は、対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第13条第1項に規定する補助金等の額の確定の通知は、飯山市カーボンニュートラル促進事業補助金交付額確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（交付請求）

第10条 規則第14条の3の補助金等交付請求書は、飯山市カーボンニュートラル促進事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助金の額の確定のあった日の属する年度の末日とする。

（取得財産の処分の制限）

第11条 この補助金を受けて対象事業を実施する者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間内に、この補助金を受けて取得した財産を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する（次項においてこれらを「処分」という。）ときは、市長の承認を得なければならない。

2 補助対象者が前項の承認を得て財産を処分したときは、市長は、補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めることができる。

（市の情報集積への協力）

第12条 この補助金を受けて対象事業を実施する者は、この補助金を受けて取得した財産のうち市長が必要と認めるものについて、その使用実績を市へ報告する等の方法により、市の情報集積に協力するものとする。

2 前項の報告に係る項目及び様式は、別に定める。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に設置する太陽光パネル等から適

用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において補助金の交付を受けた者に係る第11条及び第12条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(補助対象経費の特例)

- 3 令和8年5月18日から令和9年3月31日までに実施する対象事業における第4条の表及び別表第2の適用については、第4条の表中

「

蓄電システムの設置	次に掲げる要件のいずれにも該当する費用 1 市内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業者が発注し、補助対象者自らが居住する住宅(その敷地を含む。)に設置する蓄電システムの設置工事に要する費用であること。 2 設置する蓄電システムが未使用品であること。
電気自動車等の購入	次に掲げる要件のいずれにも該当する費用 1 市内の自動車小売業者から購入し、主に補助対象者自らが使用する電気自動車等の購入費(車両本体に係るものに限る。)であること。 2 購入する電気自動車等が新車として購入するものであること。 3 残価設定型クレジット契約又はリース契約により、電気自動車等を使用するものでないこと。

」

とあるのは

「

蓄電システムの設置	次に掲げる要件のいずれにも該当する費用 1 市内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業者が発注し、補助対象者自らが居住する住宅(その敷地を含む。)に設置する蓄電システムの設置工事に要する費用であること。 2 設置する蓄電システムが未使用品であること。
-----------	--

」

と、別表第2中

蓄電システムの設置	—	容量1kWh当たり10万円	50万円
電気自動車等の購入	給電機能あり	45万円（定額）	
	給電機能なし	35万円（定額）	

」

とあるのは

蓄電システムの設置	—	容量1kWh当たり10万円	50万円
-----------	---	---------------	------

」

とする。

附 則（令和7年3月31日告示第26号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の飯山市カーボンニュートラル促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に着手する事業について適用し、同日前に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月31日告示第29号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の飯山市カーボンニュートラル促進事業補助金交付要綱（次項において「改正後の要綱」という。）の規定（第3条第3項の規定を除く。）は、この要綱の施行の日以後に申請を受理される者から適用し、同日前に申請を受理された者については、なお従前の例による。

- 3 改正後の要綱第3条第3項の規定は、この要綱の施行の日以後に申請を受理される者及び同日前に申請を受理された者について適用する。

附 則（令和8年5月26日告示第71号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年5月18日から適用する。

(別表第1) (第2条関係)

分類	資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」における多段階評価点	
エアコン	星1.2以上	寒冷地仕様として登録されている製品に限る。
電気温水機器	星4以上	寒冷地仕様として登録されている製品については星3.5以上

(別表第2) (第5条関係)

大分類	小分類	補助率		補助限度額
		地域小売店 に発注	その他	
省エネ家電の設置	エアコン	4分の1	8分の1	10万円
	電気温水機器	10分の3		20万円
太陽光発電システムの設置	—	出力1kW当たり10万円		50万円
蓄電システムの設置	—	容量1kWh当たり10万円		50万円
電気自動車等の購入	給電機能あり	45万円 (定額)		
	給電機能なし	35万円 (定額)		

※給電機能…外部給電器・V2H充放電設備を経由して又は車載コンセント(AC100V/1500W)から電力を取り出せる機能